

付1 古代・中世の益城郡と甘木荘

1. 益城郡とその分裂
2. 甘木荘の形成と変遷

阿蘇品 保 夫

1. 益城郡とその分裂

久保遺跡の地は旧肥後国益城郡にある。益城郡に関する文献史料は、『風土記逸文（肥後国）』の中に次のように記されるのが初見である。

「昔、崇神天皇之世、益城朝来名峯、有土蜘蛛、名日打猴頸猴二人、卒徒衆百八十余人、蔭於峯頂、常逆皇命、不肯降服、天皇勅肥君等租健緒組、遣誅彼賊衆（後略）」

これは、肥（火）国由来説明の説の一つである不知火についての前置きの部分であるが、この記事の内容を史実の反映とみるならば、大和朝廷の統一過程において、その支配に服属・協力した勢力と、山地に籠り拒否・抵抗した勢力があったものであろう。

次いで『万葉集』は相撲人召命の役人の従者として都の旅路で客死した益城郡出身の若者者大伴君熊凝をいたむ山上憶良の長歌を収め、『続日本紀』宝亀元年の記事には益城郡の山稻主なる者の白亀献上を記しているが、浄水寺跡の碑文と共に肥後国の一郡として益城郡が根付いていることをうかがう史料の例とみることができる。

律令制の下では「凡、以五十戸為里、每里置長一人¹⁾」とし、郡の下に郷戸五十戸を単位とした里が2里から20里存在していることが原則となっていた。しかし、その里は自然条件等に左右されて必ずしも50戸とは限らなかったが、『出雲風土記』に霊亀元年に改めたと記される「郷」は、嚴重に種々の制約をも無視して必ず50戸に編成されたと云われ、その結果、従来の里は、概して3里位が1郷に含まれることになったとされている。

このような性格のものであったので、律令盛期の名残りをとどめる、『倭名抄（倭名類聚抄）』にみられる郷の段階までは、地域的まとまりより、一郷50戸という戸数単位が優先した体制を維持していたと云えよう。故に『倭名抄』の郷名をうけつぐ郷は、必ずしも地域的まとまりがなく、境界も明らかでないという説も当然であらう。

益城郡においてみられる郷名は、別表の通りであるが、吉田東伍『大日本地名辞書』や『熊本県の歴史』資料篇は、上益城、下益城に分けてその地域を比定している。これらの各比定を²⁾同表に要約整理してみると、後代中世にも続いてその郷名が確認されるものは、宅部郷（矢部）、³⁾
⁴⁾

益城郷（益木上郷）のみであり、他は現在の地名とその呼称の近似音をもって推測されているにとどまっていると云わざるを得ない。（第10表）

第10表 『倭名抄』郷々比定表

郡		「大日本地名辞書」	「熊本県の歴史」資料
下益城	当麻郷	御船木倉辺カ	豊野村（糸石旧田馬）
上益城	子按郷	甲佐の誤カ	御船町（旧木倉村）
々	加西郷	不明、六嘉村上島カ	益城町南部（加勢川）
下益城	坂本郷	不明、杉上杉合守富カ	城南町（旧杉上村坂本）
々	益城郷	不明、隈庄豊田カ	城南町（陣内？）
？	麻部郷	不明	不明
下益城	富神郷	砥用	甲佐砥用町
上益城	宅部郷	矢部	矢部町

10世紀以降、これまでの郷戸を基礎とし、戸籍、許帳にもとづいて行われて来た律令制的な人別收取方式がゆきづまったあとをうけて形成された延喜の新政は、制度的たてなおしではなく、現実をそのまま認め、その上に立って国家財政の維持をはかったとされている。すなわち、土地国有、及び官物徴収権はそのままにし、末端の土地制度については、その確認、保障を放棄したのである。これによって、人別賦課に代り、徴税単位が地域を基準として編成されることになり、名の形成や旧来の郡郷の再編成が行われ、郡郷の分割、郡郷の同格化という現象を生じた。すなわち、国家はその土地の末端までを把握して、耕作者と結び付けた賦課を行うことなく、一定地域に一定の官物進納を割付け、義務付けることになった結果、その地域について納税に責任を負う官人、在地有力者の自由な支配が行われ得ることになり、本来公的な権限が、次第に私的現実支配の実績を加えて変質して行つたとみられる。寄進地系荘園の成立における現地と中央の領主らが分有した職の実態は上のような過程の中で形成されたものであると云えよう。

建久6年2月、肥後国留守所は、宣旨・大府宣にまかせて、八代・益城・宇土・益東らの諸郡司・郷司に対し、阿蘇・健軍・甲佐三社の浮免田例下米代を特定の地にまとめて片寄せ、府と国の入勤・万雑事を停止し、甲佐社の一色不輪の社領となすことを命じている。この結果具体的に立庄の作業が行われ、立券言上の解として同年三月に作製されたのがこの史料である。⁽¹⁶⁾

立券

言上、住、宣旨大府宣幸府施行^(国庁宣)同施行等状、停止、勅院事并^(大小府国)使入部、同入勤万雑事等、阿蘇健^(軍)甲佐三箇社浮免田代建久五年^(片寄)内甲佐宮神領等事

合田貳百貳拾壹町

損田肆拾町肆段

得田百捌拾町陸段加守留居合^(拾玖町定)

(略)

八代北郷

南小川 (略)

四至 (略)

北小川

四至 (略)

守土郡

匂野

四至 (略)

益木上郷

堅志田

四至 東限横山并立神 南限大山 西限大田横道 北限河流并官山

益東郡

津々良田地拾貳町

依為散在不及四至之^(ママ)

(略)

建久六年三月 日

郡司

八代北郡

宇土権介紀朝臣 花押

益城上郷 源氏 同

益東権介肥宿称 同

書生権介肥宿称 同

国使兵庫頭源 同

(略)

ここに示される八代北郷・益木上郷・益東郡と呼ばれる郡郷は、『倭名抄』にはみられない新しい行政区域である。又この立券にかかわる現地の行政責任者は、郡司を揃えず、郷司をも含めて、郡郷同格に連署している。このことは、前途のように国家が末端の土地人民を把握せず、官物進納の官人の責任において地方を支配した結果、彼等による地域的支配権が再編され、新たな地域行政区割の分割と国衙に対する同様の責任が生じた結果、郡司と云い、郷司と称しても、同義の現象としかみなし得ないことになったものと解せられる。従って、従来の国・郡

・郷の順で末端まで及んでいた支配機構が実質的に改編せられ、郡・郷直接に国衙と結び付くと共に、その新しい責任範囲が、地域をもとに改めて中世的体制として編成された結果であると説明できるであろう。先学によれば、10世紀末以降、郡が分割されて郷を称する場合が現われ11世紀末には郡司と郷司、郡務と郷務とは同質化、郡・郷司は国衙領の預の如き意味を持つようになったと指摘されている。

このように形成された中世的郡・郷は、一般に上・下或は、東・西・南・北の各郡郷と地域的に呼称せられた場合が多いが、それ以前に存在していた『倭名抄』の郷は消滅したとみられる場合も少くない。益城郡の場合は先述の表の如く、2乃至3郷しか存続せず、阿蘇郡の場合も、阿曾・衣尻・知保・波良の『倭名抄』の四郷に代り、阿蘇谷に東・西・北の3郷、南郷谷に南郷、小国に小国郷が中世には形成されていることが分る。

ところで、甲佐社領化した建久六年の立券状にみられる益木上郷には、『倭名抄』の益城郷が地域的に固定し、分化したものと思われる。本来益城郷は、益城郡の中でも郡家を含む行政の中核附近の郷戸を組織したものと思われ、『大日本地名辞書』も「隈庄・豊田などに当るか、中央の位置にて古村とおもはれる。」と説明し、『熊本県の歴史』資料篇も「城南、陳内」と比定していることは妥当と云えよう。陣内には陳内廃寺浄水寺跡があり、この陣内の南には「下郷」の字名、東には上郷堅志田が緑川左岸に甲佐と相対して位置している。加うるに、益城上郷の郷司が源氏であることは、承安3年甲佐社に、同郡砥用、小北両山を寄進し、又守富庄をも寄進した木原兼実が源氏を称していることと思ひ合せると、この益木上郷の郷司源氏と在地領主木原氏とは表裏の関係をなすのではないかという可能性は濃厚である。次いで益東郡には津々良の地が社領化している。これは四至を定めない散在の地であるが、建長3年の甲佐社領実検帳写⁽⁹⁾によれば、「津々良村拾四町」とあり、村落と結び付いたものとして成長して行くのであろう。この地は『肥後国誌』は未詳と述べているが、旧藩時代、甲佐手永下横辺田村（現甲佐町下横田）の小字名として存在していることが明らかである。下横田村は戦前の町村合併前は竜野村に属し、緑川右岸、甲佐の北方、早川の南方にあり、これより推測するに、益城郡は、益木郡（益城本郡）と益東郡（益城東郡）とに分裂したものとみられ、しかも、その東西は大まかにみて緑川をもって分割されたものであろう。とすれば、現在の上益城・下益城両郡の原型はこの段階において発生していたのであり、益東郡にも益東権介肥宿称某の郡務執行の場が設定されていたはずである。当時社領拡大、整備につとめている甲佐社周辺を除くならば、緑川流域と御船川流域との双方を抑えるような要地は、御船原台地の北西に続いて、やや低く伸びた台地などはきわめて有力な候補地となるであろう。すでに、小坂、今城の御船川対岸に当るこの地には、小坂大塚今城大塚らの古墳も存在して古墳時代以来の要地を推測させる上、緑川右岸側に当る側の台地の緑辺には、「陣」の地名を持つ集落を認めることができることは、益城本郡における浄水寺、陳内廃寺跡と比較する時興味深い。久保遺跡はこれら遺跡

と共に、この台地上に存在し、平安期以降、中世に至る遺構・遺物を出土しているのである。

2. 甘木荘の形成と変遷

『新撰事蹟通考』の郷荘沿革では、中世の益城郡は守富荘、隈（牟田）荘、守山荘、豊田荘、甲佐郷、中山郷、砥用郷、矢部荘、津守郷、木山郷、甘木荘の郷荘が存在していたと文書例を挙げて述べているが、久保遺跡の地は、中世には甘木荘に属していた。甘木荘は味木荘とも書かれるが、¹¹¹ 荘域を示す中世文書は存在しない。前掲書郷荘沿革及び『肥後国誌』の示すところでは、同荘は御船を中心に江戸時代の三手永三九ヶ村に及ぶ広範囲の荘域を有して、東に矢部西に隈牟田、南に甲佐、北に六箇荘と接していたことになる。（第11表、第71図）

第11表 『新撰事蹟通考』比定の甘木荘域内村々一覧表

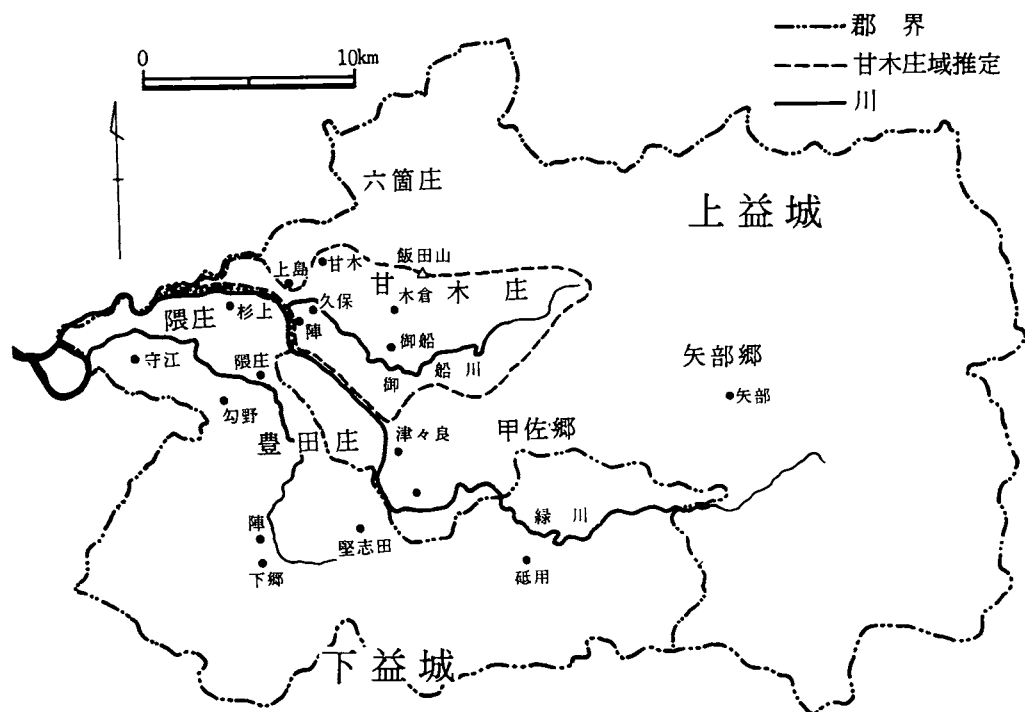
鯨手永	鯨、犬淵、上中間、高田、上六嘉、下六嘉、下牟田、井寺、櫛島、北甘木、小坂、陣、秋只、
甲佐手永	芝原、山手、八町、古閑、上早川、下早川、糸田、
木倉手永	甘木高野、下高野、御船町、高山、牛ヶ瀬、今城、梅木、横野、辺田見、南木倉、西木倉、北木倉、南上野、東上野、西上野、北上野、南田代、北田代、

ところで荘名のもととなった甘木は、現御船町に「甘木」、嘉島町に「北甘木」の地名がみられる。現嘉島町の一部となる六嘉村は、江戸時代の鯨手永の上六嘉・下六嘉、井寺、北甘木の四村合併によって明治時代に成立したもので、このうちの北甘木村のうちに小字「庄嶋」があり、文明四年の「肥後甘木庄政所方夏麦検見帳」にみえる「庄嶋」、「庄嶋前」のことを指すものとみられる。¹¹² 又、旧木倉手永甘木村は、俗に南甘木村を称し、『新撰事蹟通考』郷荘沿革では「中古甘木荘之治所」という割書の注記を附している。現在の甘木と北甘木は飯田山西麓裾野の突端に小さな天水川^{あまみず}をはさんで南北に相対する集落でもあるが、前述の如き、『新撰事蹟通考』の庄域推定からすれば、北東部最端の地に位置していると云わねばならない。このような末端の地が荘名となった理由については如何なることが考えられるであろうか。甘木荘の成立に関しては具体的史料が見出されていないのであるが、『元享釈書』の俊祐伝の中に興味深い一節がある。全体的意味を明らかにするためには長文にわたるが前後を含めて引用する。

「釈俊・、字不可棄、肥之後州飽田郡人、母藤原氏、（略）、四歳時、母氏与其舅池辺寺珍暁、童稚而有老成之量、七歳読仏書、纔終即誦文暗書焉、十歳州之味木縣吏源憑見其幼敏而無父、養而為子、名曰自然、一日憑延飯田山寺僧読大船若経、憑以・聡・雖稚、而加僧員諸比丘、読至奇字試問・、・対詳悉（略）」

『元享釈書』は、鎌倉末の禅僧東福寺の虎関師練によりまとめられた最初の日本仏教史であって、仏教伝来以来、鎌倉末までの約 700年間を通じ、有名な僧侶の伝記がまとめられている。

俊・は平安末から鎌倉初期（1168～1227）の人で、入宋して律・天台を学び、帰朝して泉涌寺を起し、戒律を重んじて旧仏教の復興につとめた。



に当る日本の郡はそのまま用い、文中の「甘木懸吏」は、日本の郡以外の意味を行政単位として用いたものと解さざるを得ない。しかし、「甘木懸」を「甘木荘」と直ちに理解するわけにはならない。俊苒伝に続く忍性伝の中で「平副帥時宗発之性輔成之故、以土州大忍荘充其費」とみえ、荘と懸とは別種のもものと理解されねばならないからである。これらから判断して「甘木懸吏」とは、益東郡の中に『倭名抄』段階より遅く形成された新郷甘木郷の郷司か、甘木保の保司のような別名体制下の地方官人を指したものであろう。

11世紀の中葉に発せられた寛徳の荘園整理令では、10世紀初頭にはじまった名支配方式を改め、別名が認められた。すなわち、新たに開かれた田地は既存に名にくり込まねばならぬという従来の方式が放棄されて、既存の名以外の公田を持たない「別名」が独自の徴税単位として認められたのである。それは在地の有力者が開拓して得た田地が荘を称して中央権門に寄進され、「名」にくみ込まれて果さねばならぬ公田分の負担から脱する現象が生じたこと、又「名」公田の負担を嫌う「名」の農民らが新開拓の荘に生活の場を移して公田荒廃の現象を生じたからである。寛徳の荘園整理令はこのような荘園を公領にひき戻し、公領の中で別名として国に直結する行政単位としたが、これらは、個々の名称では、郷・保・別府・院・村などを称し、その開拓を主導した在地の有力者が別名の行政官となって郷司・保司と称した。従って郷司と云っても旧来の郷のように公田を含まず、雑役が免除されている点では旧来の郷と異っていた。¹¹⁴又、別名のうち「保」については荒野が多く、在家畠地を指すという指摘があり、「保」と開発に関する史料の多いことも注目されている。甘木の北には健軍社領津守保（後郷を称す）があり、益城郡の西には豊福保（後庄を称す）がある。¹¹⁵飯田山麓西の末端のゆるやかな斜面を背後に、小さな天水川をはさんで存在する小地域と云える甘木の地は、在地有力者の開発対象としてかっこうの地であり、「甘木懸吏源憑」が、甘木の開発とかかわり合いのある系譜に属し、郷司か、保司の地位を継承していた人物であろうとみることは、それほど的是はずれな解釈ではないと云えよう。従って甘木荘の萌芽を平安末にさかのぼらせることはできるのではないと思われるが、その立荘については鎌倉期に入ってからではなかろうか。

このように甘木を核として成立した甘木庄は、南北朝期の史料に「寄来、味木庄御船城」と、少くとも御船地域まで含んでいるところからみて、江戸時代の三手永三九ヶ村を荘域とするという主張もその可能性を充分考慮されねばならない。益東郡の平野部のほとんどを中心とする地域が甘木荘域に含まれたとすれば、「加納」、「出作」と号して、荘民を寄人に組織し、荘外の耕作地を荘領と称して荘域を拡大しようとするような手段では及ばぬ広さである。これには、従来自己の責任において官物を進納し、域内の自由な支配権を中世的職という形的で私的権利化しつつあった郡司職、郷司職の所有者である在地有力者か、別名甘木の立荘化、或はその後に何かの機会をとらえて、自己の権利を一気に下司職預所職という荘園所職に転化した結果であったとみた方が妥当ではないかと思われる。勿論重代相伝によって私的権利が濃厚となって

いる郡・郷司職と云えども、それが国衛行政の末端につながっている以上、国司・目代らから非法のとがめを受け得るはずであるが、事実行われたと考えざるを得ないところに、おしろ国司・目代との黙契の下に、又は幹旋口入によって広域の荘領が成立したものであると解釈せねばならない。但し、同荘の所有者となった領家等の荘園領主については知ることはできない。

甘木に比べると御船は荘内の中心的位置にあると云えよう。興国六年、阿蘇惟澄は「去月十六日、凶徒筑後三郎寄来、味木庄御船城之間、官軍等出向致太刀打合戦、凶徒七人討取之畢、手負數十人云々、御方手負少々有之」と軍忠状に述べて、南北朝時代の本荘は南朝方の支配下にあることが分るが、この地は阿蘇方の抑えているところではなく、菊池方に属していたことは後述するところである。この地は中央の国府をうかがい、肥後北部の菊池と南部との連絡の要ともなる位置にあったので、北朝方も甘木荘に発向して御船を攻撃或は城郭を構えようとし、惟澄らとの合戦を誘発しているのである。

永和元（1375）年、今川了俊も菊池攻めに際して阿蘇惟村に書状を送り、「三船城ハ無左右つめおとされかたく候歟の間」、やがて援兵を送るので南郡（肥後南部）をおさえるよう指示しているが、これよりみて甘木荘御船を中心に南朝方の勢力が強固に根付いていることがうかがわれる。

又、いつよりか甲佐社もこの甘木荘に権利を獲得している。杉本尚雄氏は著書『中世の神社と社領』の中で、甲佐社領か健軍社領か分らないとしながらも、健軍社領に入れて文明4年の「肥後甘木庄政所方夏麦検見帳」を分析しているが、年不詳「菊池武光書状写」からみて、甲佐社の収取分が同社にあったことが明らかであり、

「三河孫太郎申候、かうさのみやより神用米沙汰をいたし候へとて、下神人を孫太郎のるすにはなされて候なり、此事ハあまきの庄のうちとして、領家方よりさたせらるる事にて候よしうけ給候、今は領家年貢のさたなき時分にて候、たとひ、又さた候へきにて候とも、一わうハこれに承候ハ、せんれいニまかせて沙汰をいたし候へとも、さいそくすへく候おりふし、かやうの時分ニて候へハ、三河もこれに候、まつ神人をめしかへされ候て、次第のやうをくわしく承候へく候、すへてすへて是よりハ法にそむく事あるましく候（略）」

大宮司阿蘇惟澄の弟惟雄へ武光が申入れていることは、(イ)武光方に出向いていた三河孫太郎の留守に、甲佐宮から下神人を庄内に遣し、神用米の徴収を催促したこと、(ロ)しかしながら神用米の沙汰は甲佐社ではなく領家の沙汰となっている上、現在は年貢催促などの時期ではないこと、(ハ)又、仮りに沙汰するとしても、一応連絡があれば、先例もあろうが催促させるであろうから、まずは神人を召返して事情をくわしく知らせて欲しい。ということに要約できようが、これらから推測するに、正平頃の甘木庄では、三河孫太郎なる者が現地の支配者であったが、又彼は菊池武光の一族、又は被官であったと云えよう。武光は追而書の中で「たまたま当方の事ニて候へハ、(い)かほどの御せめもあるべく候」と述べているところから、菊池武光も同

荘について何らかの権利を有していたことは間違いないところで、それは、領家職の下の預所職、地頭職の如きもので、三河孫太郎がその下の下司職や地頭代職の如き地位にあったのではなかろうか。

文明4（1472）年の「肥後甘木庄政所方夏麦検見帳」は多少の後欠も考えられ得るが、江戸時代の三手永三九ヶ村に及ぶ上益城平担部分の各地の畠地を指すような地名の記載はみられず、ごく限られた小地域を示すものの如くである。即ち、現北甘木の小字「庄嶋」と一致する地名があること、在家間に耕地の錯そう、近接が考えられることから、甘木及びその周辺の畠地を指しているものと考えられる。このように政所方の検見対象は庄内全域に及んでいないことは、荘内の支配が地域的に分割され、政所方もその一方の権限と化しているのではないかとの可能性を抱かせる。この政所方分に甲佐社の権限がかかわっていたものと思われる。室町期も文明頃にもなれば、荘的機能は形骸化し、在地武士の城館と給地、荘園所職とが結びついて、地域的支配権を志向している段階と考えられる。この頃の甘木庄はすでに阿蘇氏の勢力圏内にあり、宝徳3年には御船城に阿蘇氏一族の御船惟安が居城していた。彼は阿蘇大宮司職継承についても了解が求められているような一族中でも有力な存在であることが史料からうかがわれる。文明4年はその約20年後であり、又、天文年間甲斐宗運に滅されたという御船城主御船房行は惟安系統の人物であろう。

検見帳の対象となっているのは、百姓村である上村・下村・板良村の三村と下司方（村）であり、本来、百姓名に対する下司名の如き領主的名とを原型とするものであろう。これらに武士の給分（奉行分）がかかわっているのであり、西・服部の両給人に、下司分と板良分が分割されて給与されている。彼らがその給分を誰から与えられたか、即ち、阿蘇大宮司の封建的主従関係にもとづくものか、或は一族で御船城主御船惟安系からのそれであるかは断定できない。

戦国期の御船城主甲斐宗運の支配範囲は、ほぼ甘木荘域と一致していると云ってよい。それは前述の如く、下司分という在地における荘園制的得点が武士の給分化すると共に、御船城を中心とした地域支配の秩序が以後強化され、荘的機能は形骸化しつつも、その様構は換骨奪胎されて行つたと云うべきであろう。

註

- （1）『令義解』戸令
- （2）岩橋小弥太『上代食貨制度の研究』
- （3）網野善彦「荘園公領制の形成と構造」『体系日本史叢書6 土地制度史1』
- （4）他に池辺爾『和名類從抄郷名考証』があるが、益城郡では、坂本駅を示すのみで、他に考証例なし。
- （5）坂本賞三『日本王朝家体制論』同『摂関時代』（日本の歴史6）小学館
- （6）阿蘇家文書8号『大日本古文書、家分け第13』

- (6) 松岡久人「郷司の成立について」『歴史学研究』 215号
- (8) 阿蘇家文書 3号
- (9) 同上 42号
- (10) 「熊本県都市町村里程便覧写」明12年
- (11) 郡域の変遷から云えば異論もあるが、一応述べる通りを示す。
- (12) 前掲史料10
- (12) 阿蘇家文書 280号
- (14) 村井康彦「荘園制の発展と構造」岩波講座・日本歴史古代 4
- (15) 坂本賞三、前掲著書 5
- (16) 竹内理三「保の成立」『対外関係と社会経済』所収とされる。
- (17) 村井康彦、前掲論文13
- (18) 阿蘇家文書 107号
- (19) 今川了俊書状写 阿蘇文書 2、 169頁
- (20) 菊池武光書状写 同上 231頁
- (21) 阿蘇惟郷書状写 同上 289頁